

■第358回食品安全委員会

日時：平成22年12月2日（木）14：00～14：27

傍聴者：8名

議事概要：

（1）食品安全基本法第24条に基づく委員会の意見の聴取に関するリスク管理機関からの説明について

・遺伝子組換え食品等 4品目

1）除草剤グルホシネート耐性及び雄性不稔セイヨウナタネMS8と除草剤グルホシネート耐性及び稔性回復性セイヨウナタネRF3と除草剤グリホサート耐性セイヨウナタネRT73からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性審査を経た旨の公表を行った1品種は除く。）

2）チョウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシ1507系統とコウチュウ目害虫抵抗性及び除草剤グルホシネート耐性トウモロコシB. t. Cry34/35Ab1 Event DAS-59122-7系統とチョウ目害虫抵抗性トウモロコシMON810系統と除草剤グリホサート耐性トウモロコシNK603系統からなる組合せのすべての掛け合わせ品種（既に安全性審査を経た旨の公表を行った5品種は除く。）

3）LEU-No. 2株を利用して生産されたL-ロイシン

4）E. coli 組換え体利用による飼料添加物塩酸L-リジン

・1）2）3）厚生労働省から説明 4）農林水産省から説明。

・本4件について遺伝子組換え食品等専門調査会において審議することとなった。

*1）安全性評価が終了しているセイヨウナタネ3品種を交配によって掛け合わせた品種ですが、収穫される種子は1粒ごとに形質が異なります。したがって、すべての掛け合わせ品種のうち、安全性評価が終了している品種を除く品種が評価の対象となります。

*2）安全性評価が終了しているトウモロコシ4品種を交配によって掛け合わせた品種ですが、収穫される種子は1粒ごとに形質が異なります。したがって、すべての掛け合わせ品種のうち、安全性評価が終了している品種を除く品種が評価の対象となります。

*3）栄養補給を目的とする食品、飲料及び調味料等に使用される食品添加物です。

*4）栄養成分の補給を目的に家畜用飼料に混合添加される飼料添加物です。

（2）添加物専門調査会における審議結果について

1）「イソキノリン」に関する審議結果の報告と意見・情報の募集について

・担当委員の長尾委員及び事務局から説明。

・取りまとめられた評価書（案）について、意見・情報の募集手続に入ることが了承された。

*かつおぶし、牛乳といった食品中に存在する成分です。欧米において、焼菓子、清涼飲料、冷凍乳製品類、ゼラチン・ブリン類、ソフト・キャンデー類、アルコール飲料等様々な加工食品に、香りの再現、風味の向上等の目的で添加されています。

（3）食品安全関係情報（11月6日～11月19日収集分）について

・事務局から報告。

（4）その他

1）小泉委員長から、以下の発言があった。

・これから春にかけて最も注意しなければならない食中毒が、ノロウイルスによる食中毒であり、当委員会としても食中毒予防のポイントについて、ホームページで注意喚起を行っている。

・11月29日に島根県において高病原性鳥インフルエンザが確認されているが、我が国の現状においては、鶏肉や鶏卵を食べることにより、高病原性鳥インフルエンザがヒトに感染する可能性はないとの考え方を示しており、国民の皆様におかれましては、冷静に対応していただきたい。

・食品による窒息事故について、当委員会でチラシを作成し、ホームページにも掲載しているので、是非、御活用いただき、痛ましい事故を少しでも減らせるよう注意喚起の輪を拡げていただきたい。